

準用する。

（読み替規定）

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

○蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補
償等に関する条例

（平成十九年三月二十六日）
（条例 第九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止）

2 蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年蒲郡市幸田町衛生組合条例第三号）は、廃止する。

第一条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）第六十九条及び第七十条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（準用規定）

第二条 公務災害補償等に関する必要な事項は、蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年蒲郡市条例第二十二号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を